

社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会 会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第33条に基づいて、会員について定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は、社会福祉に関心を有し、協議会の趣旨に賛同して入会した者とし、次のように区分する。

- (1) 一般会員
- (2) 賛助会員
- (3) 法人会員（企業、団体、施設等）
- (4) 終身会員

2 会員となる場合は、入会申込書を、協議会会長に提出するものとする。

(会費)

第3条 会員は、会費を納入するものとする。

2 会費は、年額とし、次の区分による。

- | | | | |
|----------|----|----|------------|
| (1) 一般会員 | 年額 | 1口 | 1,000円 |
| (2) 賛助会員 | 年額 | | 5,000円以上 |
| (3) 法人会員 | 年額 | | 3,000円以上 |
| (4) 終身会員 | | | 100,000円以上 |

(会費の納入)

第4条 会費は、一時納入とし、毎年5月から10月末日までに会費納入書によって徴収する。ただし、入会当初に限り、入会申込書とともに、会費を納入するものとする。

2 すでに、納入した会費は、過誤納の場合のほかは返還しないものとする。

(脱会・除名)

第5条 会員は、次の場合に脱会したものとする。

- (1) 死亡・転出、または解散したとき。
- (2) 退会の申し出があったとき。
- (3) 除名されたとき。

2 会員が、協議会の名誉を毀損し、または、その趣旨に反した言動があったときは、理事会の議決を経て除名することができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めない事項について必要あるときは、会長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成19年3月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。